

税の申告が始まります

生涯学習センターでの申告

市・県民税 申告期間 2月18日～3月15日(土・日を除く)

所得 税 申告期間 2月18日～3月 6日(土・日を除く)

受付時間 午前8時30分～午後3時

生涯学習センターでの所得税の申告は、簡易な申告のみ受け付けます。次のいずれかに該当する人は、税務署での申告をお願いします。

- 営業、不動産の所得がある人
- 土地、建物の譲渡、株式の譲渡や配当がある人(損失の繰越の申告も含む)

注 意

- ①確定申告をした人は市・県民税の申告をする必要はありません。
- ②確定申告書の控えには受付印は押せません。
- ③3月7日以降の所得税の申告は久留米税務署で行ってください。
- ④記入済みの確定申告書は税務署へ直接郵送してください。
- ⑤申告内容によって相談の順番が前後する場合があります。
- ⑥収支内訳書などの添付書類は提出用、控えともに記入しておいてください。



校区公民館での申告(市・県民税のみ)

日 程	会 場	午前(9時～11時30分受付)	午後(1時～3時30分受付)
2月 1日(金)	御原校区公民館	古飯、宝城北、二夕	稲吉、下岩田、二森
2月 4日(月)	くろつち会館	乙隈、佐野古、松崎	花立、今隈、吹上、立石
2月 5日(火)		井上、上岩田	干潟、下鶴
2月 6日(水)	味坂校区公民館	平方、光行、八坂、赤川	上西、宝城南、下西
2月 7日(木)	ふれあい館三国	みくに野団地、古賀	力武、三沢、新島、西島
2月 8日(金)		三国が丘1・2、横隈、大保	津古、希みが丘、美鈴が丘
2月12日(火)	小郡交流センター	寺福童、今朝丸、開1	東福童、西福童、開2

年金所得者に係る確定申告不要制度について

平成23年分の確定申告から、公的年金等の収入金額が400万円以下であり、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、所得税の確定申告をする必要がなくなりました。

※ただし、所得税の還付を受けるためには、所得税の確定申告が必要です。

※所得税の確定申告が不要な場合であっても、以下に該当する方は市・県民税の申告が必要です。

- ①公的年金等に係る雑所得以外の所得がある場合
- ②「公的年金等の源泉徴収票」に記載されている控除(社会保険料控除や配偶者控除、扶養控除、基礎控除等)以外の各種控除(扶養・障害者等控除のもれ、医療費、生命保険料など)の適用を受ける場合

※毎年、税務署からの案内で開催されていた年金申告相談会(生涯学習センター)は、本年は開催されません。

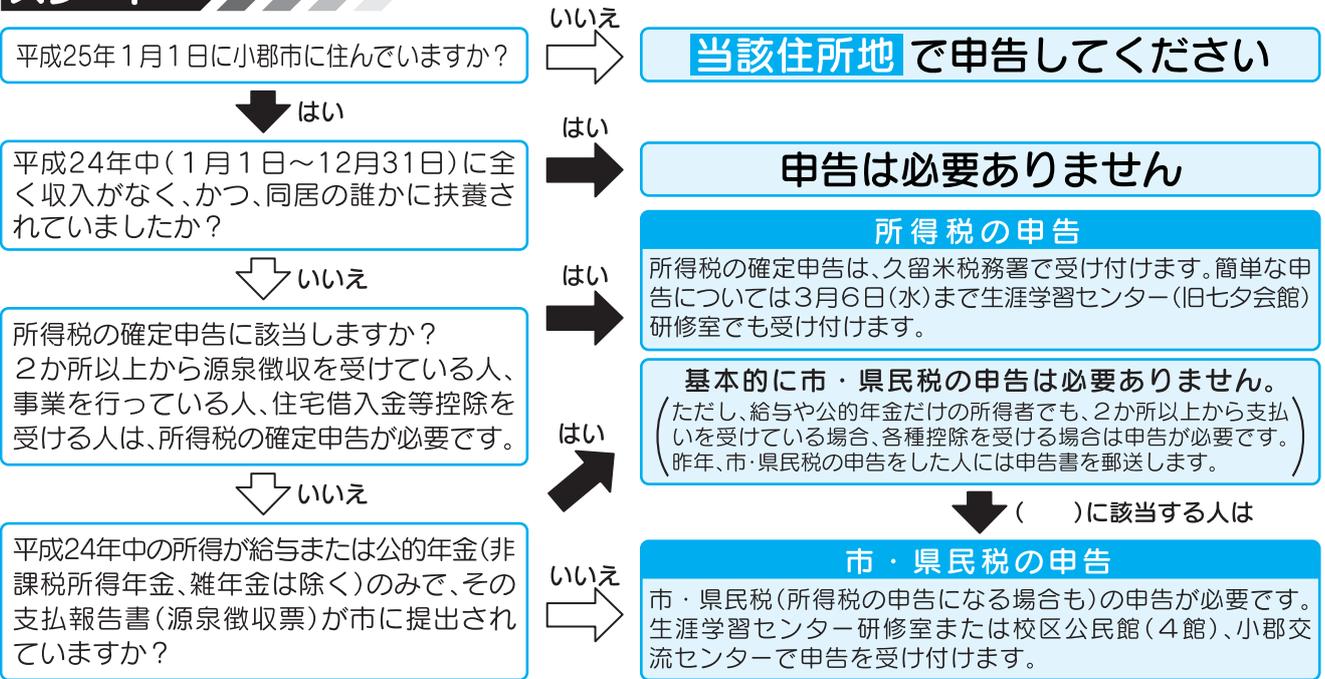
申告とは？

前年(平成24年1月1日～12月31日)の所得について、申告書を提出することです。

- 申告をしない** ⇒ 6月から予定している平成25年度所得証明書や課税証明書の発行ができません。
- ⇒ 国民健康保険制の軽減対象となる人は、軽減が受けられません。

あなたの申告は？

スタート



申告に必要なもの

1. 所得の計算に必要なもの(平成24年中の収入・事業経費にかかるものに限りです)

給与所得者・年金受給者	源泉徴収票または給与明細書、雇用主による給与支払明細書など
その他の所得者	収支計算書または現金出納帳、売掛帳など

2. 所得控除の計算に必要なもの(平成24年中に支払ったものに限りです)

雑損控除	消防署や警察署などの証明、損失額および保険などで補てんされた金額の証明書
医療費控除	医療費の領収書および保険などで補てんされた金額がわかるもの(領収書などの金額は事前に合計金額を計算しておいてください)
社会保険料控除	国民健康保険、国民年金、その他社会保険料控除証明書
生命・地震保険料控除	生命保険料や地震保険料および旧長期損害保険料の控除証明書
寄付金控除	都道府県、市町村もしくは、特別区が発行する領収書 都道府県共同募金会、日本赤十字社の支部などが発行する領収書

3. 印鑑

問合せと提出先

確定申告書 久留米税務署
32-4461

〒830-0037
久留米市諏訪野町2401-10
久留米税務署 行

市・県民税申告書 小郡市役所税務課市民税係
72-2111内線124,125

〒838-0198
小郡市小郡255-1
小郡市役所税務課市民税係 行

国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料を納めていただいた方へ

国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料は、所得税および住民税の申告の際、社会保険料控除の対象になります。社会保険料控除は、本人または生計を一にする配偶者その他親族が負担すべき社会保険料の支払いを行った場合に適用されます。

- ①特別徴収(年金天引き)の場合:特別徴収された本人にのみ適用されます。
- ②普通徴収(納付書または口座振替)の場合:保険料を実際に支払った人に適用されます。

平成24年中(平成24年1月～12月)に納めた保険税(料)が対象となります。納付金額は次の方法で確認してください。

①特別徴収の方 ➡ 「公的年金等の源泉徴収票」で確認

源泉徴収票の様式

平成24年分 公的年金等の源泉徴収票

支払を受ける者 住所又は居 氏名		
種別	支払金額	源泉徴収税額
年金	円	円
扶養親族等 中安置の提出	本人 有 無	控除対象配偶者の有無等 有 無
扶養親族の数 特定 老人 その他	障害者の数 (本人以外) 特定 老人 その他	社会保険料の金額 217,700
支払を受ける者の年金の種類 支払を受ける者の生年月日		
(摘要)		
支払者 東京都千代田区霞が関1丁目2番2号 官署支出官 厚生労働省年金局事業企画課長		

平成24年中(1月～12月)に国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料が年金から天引きされた人には、年金保険者から左記の「公的年金等の源泉徴収票」が送付されます。

源泉徴収票の社会保険料の金額欄には、年金から天引きされた各保険税(料)の合計額が記載されています。

確定申告書の社会保険の種類欄には「源泉徴収票のとおり」と記入してください。(※まとめて記載ができます)

※申告書記載例

第一表	社会保険料控除	217700
-----	---------	--------

第二表	社会保険の種類 源泉徴収票 のとおり	支払保険料 円 217,700
	社会保険料控除 合計	

(注1)障害年金、遺族年金受給の人には、「公的年金等の源泉徴収票」は送付されません。

納付額の確認が必要な人は各担当窓口(下記問合せ先)へご相談ください。

(注2)年金から天引きされた保険税(料)に還付金がある場合は、源泉徴収票の社会保険料控除の額から、還付済金額を差し引いて申告してください。

②普通徴収の方 ➡ 納付証明書で確認

平成24年中(1月～12月)に国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料を納付書および口座振替で納めた人には、1月末頃に納付証明書を送付します。

証明書はそれぞれの担当課(下記問合せ先)から郵送します!

証明書中の納付額は、納めた保険税(料)に還付金があった場合、還付済金額を差し引いた額を記載しています。

※口座振替は、平成23年度6期(平成23年12月末納期分)～平成24年度5期(平成24年11月末納期分)が対象になります。

問合せ先 小郡市役所 72-2111

《国民健康保険税について》 収納課収納係 内線132、133

《介護保険料について》 介護保険課介護保険係 内線452、453

《後期高齢者医療保険料について》 国保年金課医療・年金係 内線422、423